



令和8年度 休日保育・休日の一時保育 ご案内



お仕事の都合などにより、日曜や祝日にご家庭でお子さまの保育ができないときは、保育園でお子さまをお預かりする「休日保育」「休日の一時保育」をご利用ください。

ご利用いただける方

●休日保育

子ども・子育て支援新制度における2号または3号の教育・保育給付認定を受け、平日(月～土曜日)に、認可保育所・認定こども園(保育所利用)・小規模保育事業A型、B型、C型・家庭的保育事業・事業所内保育事業(地域枠)を利用して、休日等に保育が必要な小学校就学前のお子さま。

※平日の利用理由と休日の利用理由が異なる場合は、休日の一時保育の利用となります。
この場合は利用料がかかります。

■休日の一時保育

小学校就学前のお子さま(認可保育所に在籍しているお子さまを含む)で、下の(1)～(3)のいずれかに該当する方がご利用いただけます。

- (1) 原則、休日保育の対象となるお子さま以外で、お仕事(就労・就学、職業訓練など)の都合により、休日等の保育が必要となるお子さま
- (2) 病気や怪我、入院、冠婚葬祭への出席など、やむを得ない理由により、緊急一時的に休日等に保育が必要となるお子さま
- (3) 保護者の育児疲れの解消を図るため、休日等に保育を必要とするお子さま

※休日保育の対象となるお子さまでも、利用を希望する施設が休日保育を実施していない場合は、休日の一時保育の利用となります。この場合は利用料がかかります。

保育を行う休日等

●休日保育 ■休日の一時保育

日曜・祝日(振替休日を含む)・年末年始(12月29日～1月3日)※

※行事等で休日保育や休日の一時保育が実施できない場合は事前にお知らせします。
詳しくは各施設へご確認ください。

実 施 施 設

休日保育と休日の一時保育の両方を実施している施設、休日保育のみ実施している施設があります。詳細は6～7ページ「実施施設のご案内」をご覧ください。

開 所 時 間

●休日保育 ■休日の一時保育

施設により、開所時間は異なります。延長保育を実施している施設もあります。
6～7ページ「実施施設のご案内」をご覧ください。

そ の 他

初めての利用の場合は、お子さまの様子をお伺いしますので、原則お子さま同伴での面談を行います。

お子さまの状況により、慣らし保育を行う場合があります。

お子さまの送迎について、施設ではお子さまの送り迎えはいたしません。保護者の方が責任を持って、お子さまの送り迎えをお願いします。

※必要書類などは、次のURLからダウンロードできます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuseido/ichiji/kyuujitsu.html>

利用申込締切日等 ※土日・祝日は除きます。

●休日保育 令和8年度

利用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申込締切日	3/16	4/15	5/15	6/15	7/15	8/17	9/15	10/15	11/16	12/15	1/15	2/15
利用決定日	3/23	4/20	5/20	6/22	7/21	8/24	9/24	10/20	11/24	12/21	1/20	2/22

※休日保育の優先順位に応じて、利用できる方を決定し、利用決定日までに連絡します。

※利用決定日までに、施設から利用決定の連絡がない場合は、休日保育の利用はできません。(利用できる方からのキャンセルがあった場合は、利用決定日以降にご利用を保留・お断りした方へ施設からご連絡する場合があります。)

※利用を辞退される場合は、お早めに施設に申し出てください。遅くとも、利用日の3日前までに必ず施設に申し出てください。事前の連絡のないキャンセルや正当な理由なくキャンセルが続く場合は、次の利用時の優先順位が下がることがあります。

※申込締切日以降でも、受け入れ人数に空きがある場合は休日保育を利用できる場合があります。申込締切後の利用については、各施設へお問い合わせください。

■休日の一時保育

ご利用になりたい日の7日前までに、施設にお申込みください。

※利用を辞退される場合は、利用日の3日前までに必ず施設に申し出てください。

※年末年始に限っては、最大14日前が利用申請締め切りになります。

(各施設により締め切り日が異なります。)

利用料

●休日保育

休日保育を利用した場合、代わりに月～土曜日に利用している施設を利用しない日

を設ける場合は利用料がかかりません。(週6日の保育利用)

設けない場合は「休日の一時保育」と同様の利用料がかかります。

また、延長保育を利用する場合は、延長保育の利用料(ガイドライン 80円/30分、

おやつ代120円/1回、夕食代370円/1回)がかかります。

※保育短時間認定のお子さまで、施設が定める保育時間(8時間)を超える時間帯を利用

する場合は、「延長保育」となります。

■休日の一時保育

利用料等は、直接、施設にお支払いください。なお、無断、又は利用日3日前を過ぎてからのキャンセルについては、キャンセル料がかかります。

休日の一時保育利用料等(ガイドライン)

年齢区分	基本保育時間(8時間)※ (カッコ内は6時間以内の利用の場合)	基本保育時間を超える 時間帯を利用する場合	給食・おやつ代
3歳未満児	3,300円(420円/1時間)	420円/1時間	400円/1回
3歳以上児	1,800円(230円/1時間)	230円/1時間	

※ 給食・おやつ代には、午後6時30分を超えて利用する児童に係る夕おやつ又は夕食代を含みません。

※ 年齢区分は、当該年度初日の前日における満年齢となります(同一年度中は同じ年齢区分となります)。

◆減免制度について◆

保護者が横浜市民で被保護世帯、前年度の市民税が非課税の世帯、ひとり親世帯及び緊急・リフレッシュ目的で利用する多胎児については、利用料が全額減免となります(給食・おやつ代は除く)。

また、市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満である世帯は利用料の2/3が減免となります(給食・おやつ代を除く)。

・被保護世帯に関する証明書類(生活保護受給証明書、保護決定通知書、休日・夜間等診療依頼証)

・市民税非課税世帯に関する証明書類(市民税・県民税課税(非課税)証明書)

・年収360万未満相当世帯に関する証明書類(市民税・県民税課税(非課税)証明書)※備考欄に税額控除額の内訳が必要です。必ず証明書発行窓口でその旨を申し出てください。

・ひとり親世帯等に関する証明書類(福祉医療証、児童扶養手当証書、児童扶養手当認定通知書)を利用日または利用日当日に保育所に提出してください。

・多胎児減免対象に関する証明書類(母子健康手帳(出生届出済証明の箇所)、住民票等の多胎児であることが確認できる書類)

利 用 方 法

●休日保育

1 利用登録の手続き(年1回)

平日に利用している施設へ休日保育利用希望について、伝えます。

「①休日保育利用登録申請書」・「②休日保育児童状況確認書」・「③休日の保育が必要なことを証明する書類(「休日就労(予定)証明(申告)書」等)」・「教育・保育給付認定決定通知書の写し」を利用したい施設にご提出ください。また、初めての利用登録の場合は、お子さまの様子を、お伺いしますので、原則お子さま同伴での面談を行います。面談の実施方法などは各施設で異なります。なお、緊急の場合は各施設にご相談ください。

お子さまが身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている場合や判定機関等を利用している場合は、受入体制を整える必要があるため、施設にお話してください。また、各手帳の写しをいただく場合がありますのでご了承ください。

2 利用の申込み(利用希望する月ごと)

「利用申込締切日等」をご確認のうえ、「④休日保育利用申込兼代替休日取得状況申出書」を利用したい施設にご提出ください。利用の月ごとに申込みが必要です。

「④休日保育利用申込兼代替休日取得状況申出書」は平日利用している施設へ「平日にお休みする日(=代替休日)」を申し、「申出書」に確認を受けてください。代替休日を設けない場合は、原則利用ができません。緊急等やむを得ない場合は休日の一時保育の利用となり、利用料がかかります。

※申込締切日以降でも、受け入れ人数に空きがある場合は休日保育を利用できる場合があります。申込締切後の利用については、各施設へお問い合わせください。

3 利用の可否

お申込み内容を確認し、休日保育の優先順位に応じて、利用できる方を決定し、利用決定日までに連絡します。利用決定日までに、施設から利用決定の連絡がない場合は、休日保育の利用はできません。

受け入れ人数が限られているので、ご利用を保留とさせていただいたり、要件を満たさない場合にはご利用をお断りすることがあります。

(利用できる方からのキャンセルがあった場合は、利用決定日以降にご利用を保留・お断りした方へ施設からご連絡する場合があります。)

※利用決定後に、代替休日日が変更になった場合はお早めに平日利用している施設へ申し出て下さい。代替休日日を設けない場合は、原則利用ができません。緊急等やむを得ない場合は休日の一時保育の利用となり、利用料がかかります。

※4月の利用を希望される方については申込締切日までの期間が短いことから、「②休日保育児童状況確認書」、「③休日就労(予定)証明(申告)書」、「教育・保育給付認定決定通知書の写し」、「代替休日取得状況の確認」が申込締切日までに間に合わない場合は、初回の休日保育利用日までに提出してください。

■休日の一時保育

1 利用登録の手続き

「児童・家庭状況調書」をご記入のうえ、利用したい施設にご提出ください。また、初めての利用登録の場合は、お子さまの様子をお伺いしますので、原則お子さま同伴での面談を行います。面談の実施方法などは各施設で異なります。なお、緊急の場合は各施設にご相談ください。

お子さまが身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている場合や判定機関等を利用している場合は、受入体制を整える必要があるため、「児童・家庭状況調書」の備考欄に記入していただくか、施設にお話してください。また、各手帳の写しをいただく場合がありますのでご了承ください。

2 利用の申込み

「利用申込締切日等」をご確認のうえ、各施設の定める方法により、お申込みください。

3 利用の可否

お申込み内容の確認が済み次第、施設からご利用の可否をお知らせします。

受け入れ人数が限られているので、ご利用を保留とさせていただく場合や、要件を満たさない場合にはご利用をお断りすることがあります。

休日保育の利用手続きの流れ

平日に利用している施設へ休日保育利用希望について、伝えます。

休日保育実施施設や市HP、区役所から「休日保育利用登録申請書」等、利用登録・利用申込に必要な書類を受け取ります。

⇒必要な書類は、3ページをご覧ください

1. 利用登録(年1回)

【保護者から休日保育実施施設へ】

申込締切日までに、利用を希望する施設へ直接申し込みます。

「申込締切日」は、2ページをご覧ください。

※2の利用申込と同時に可能です。
※利用登録は要件等に変更がなければ、原則年度に1回です。

初めての利用登録申請等の場合は、お子さま児童の様子をお伺いしますので、原則お子さま児童同伴での面談を実施

2. 利用申込(利用希望する月ごと)

【保護者から休日保育実施施設へ】

申込締切日までに、利用を希望する施設へ直接申し込みます。

「申込締切日」は、2ページをご覧ください。

※1の利用登録と同時に可能です。
※申込締切日以降の申込みについては2ページをご覧ください。

3. 利用の判断(毎月)

【休日保育実施施設から保護者へ】

要件等を確認し、休日保育実施施設において、市が定める「ガイドライン」により、受入の可否を判断し、利用決定日までに、利用決定者へのみ連絡します。

※利用不可の場合は連絡はありません。

施設の利用

休日の一時保育の利用手続きの流れ

休日の一時保育実施施設や市HP、区役所から「児童・家庭状況調書」等、利用登録・利用申込に必要な書類を受け取ります。

⇒必要な書類は、3ページをご覧ください

1. 利用登録(年1回)

【保護者から休日の一時保育実施施設へ】

利用希望日の7日前までに、利用を希望する施設へ直接申し込みます。

※2の利用申込と同時に可能です。
※利用登録は要件等に変更がなければ、原則年度に1回です。

初めての利用登録申請等の場合は、お子さまの様子をお伺いしますので、原則お子さま同伴での面談を実施します。

2. 利用申込

【保護者から休日の一時保育実施施設へ】

利用希望日の7日前までに、利用を希望する施設へ直接申し込みます。

※1の利用登録と同時に可能です。

3. 利用の判断

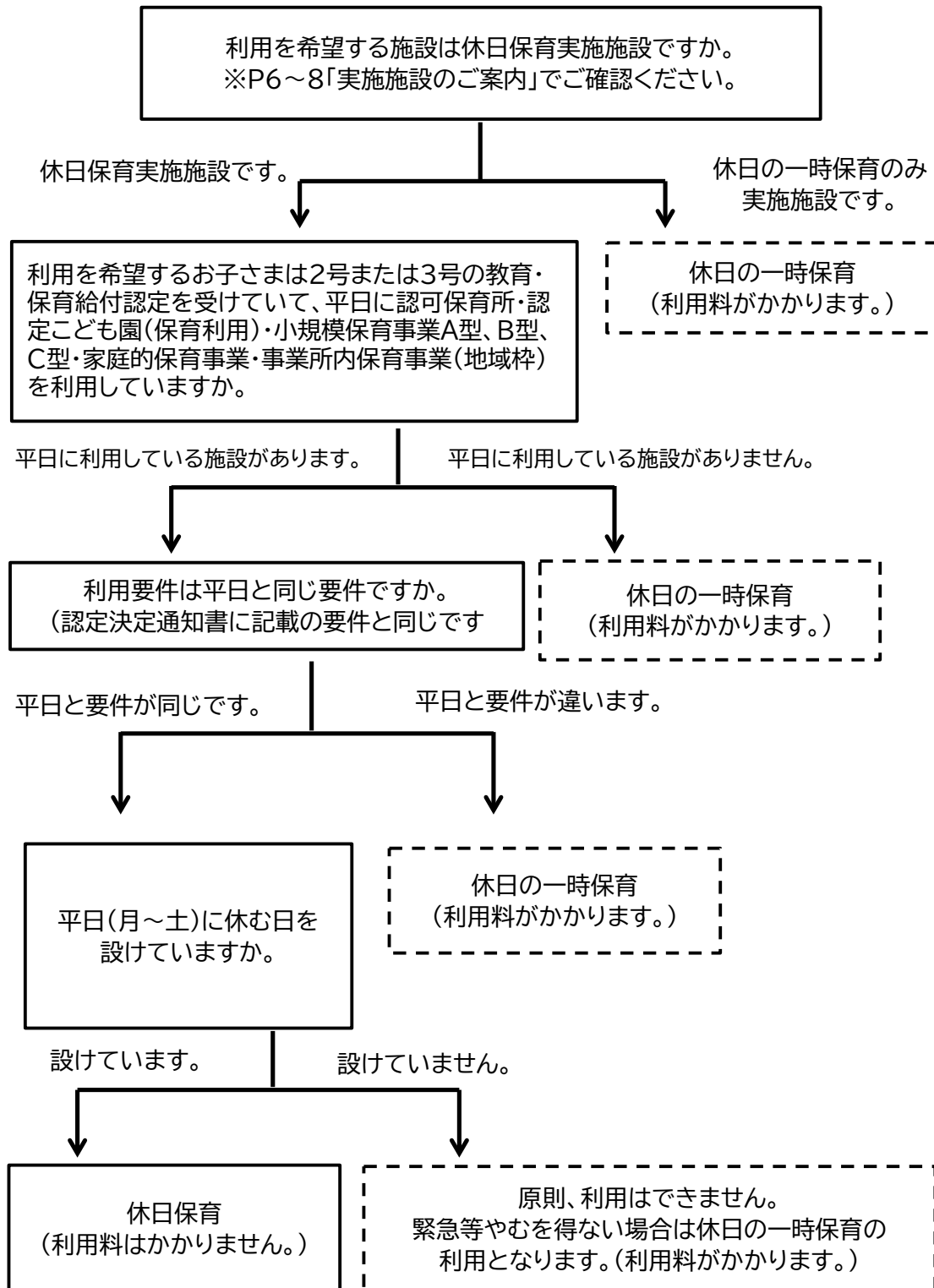
【休日の一時保育実施施設から保護者へ】

要件等を確認し、休日の一時保育実施施設において、施設が定める方法により、受入の可否を判断し、連絡します。

施設の利用

「休日保育」・「休日の一時保育」の確認方法

「休日保育」の対象のお子さまか、「休日の一時保育」の対象のお子さまか確認する場合は、以下のとおりご確認ください。



実施施設のご案内

●休日保育と■休日の一時保育を実施している施設

※「休日保育受入人数」は、受入児童の年齢により変わることがあります。

① 矢向保育園 【 鶴見区 】

所在地 横浜市鶴見区矢向五丁目12番24号

開所時間 am 7:30 ~ pm 6:30

保育時間 (8時間) am 9:00 ~ pm 5:00

連絡先 TEL (583)2525 : FAX (583)2573

問い合わせ受付時間 am 7:30 ~ pm 6:30 (土日・祝日は除く)

受入年齢 満1歳以降かつ離乳食完了後~就学前

休日保育受入人数 6人程度

交通 JR線「矢向」下車徒歩5分

② かながわ保育園 【 神奈川区 】

所在地 横浜市神奈川区東神奈川一丁目12番地
リーデンスフォート横浜3F

開所時間 am 7:30 ~ pm 6:30

保育時間 (8時間) am 9:00 ~ pm 5:00

連絡先 TEL (440)2031 : FAX (440)2035

問い合わせ受付時間 am 10:00 ~ pm 5:00 (土日・祝日は除く)
am 10:00 ~ pm 5:00 (土日・祝日は除く)

受入年齢 離乳食完了後~就学前

休日保育受入人数 15人程度

交通 JR線「東神奈川」
京浜急行線「京急東神奈川」下車徒歩1分

③ 上大岡ゆう保育園 【 港南区 】

所在地 横浜市港南区上大岡西一丁目15番1号 カ
ミオ4F

開所時間 am 8:00 ~ pm 6:00

保育時間 (8時間) am 9:00 ~ pm 5:00

連絡先 TEL (882)2014 : FAX (882)2015

問い合わせ受付時間 am 9:00 ~ pm 5:00 (土日・祝日は除く)

受入年齢 0才6か月~就学前

休日保育受入人数 9人程度

交通 京浜急行線「上大岡」 市営地
下鉄「上大岡」下車徒歩1分

④ うみのくに保育園とつか 【 戸塚区 】

所在地 横浜市戸塚区川上町464番地15
翠峯寺番館2階

開所時間 am 7:30 ~ pm 6:30

保育時間 (8時間) am 9:00 ~ pm 5:00

連絡先 TEL (410)6690 : FAX (410)6690

問い合わせ受付時間 am 9:00 ~ pm 5:00 (土日・祝日は除く)

受入年齢 産休明け~就学前

休日保育受入人数 8人程度

交通 JR線「東戸塚」下車徒歩12分
神奈中バス「川上小学校前」下車徒歩0分

⑤ アスクセンター南保育園 【 都筑区 】

所在地 横浜市都筑区茅ヶ崎中央46番5号

開所時間 am 9:00 ~ pm 6:00

保育時間 (8時間) am 9:00 ~ pm 5:00

連絡先 TEL(948)1016 : FAX(943)2802

問い合わせ受付時間 am 10:00 ~ pm 5:00 (土日・祝日は除く)

受入年齢 産後57日~就学前

休日保育受入人数 8人程度

交通 市営地下鉄「センター南」下車徒歩2分

実施施設のご案内

●休日保育を実施している施設

※「休日保育受入人数」は、受入児童の年齢により変わることがあります。

①	SAFARI KID保育園	【 旭区 】
所在地	横浜市旭区四季美台72-1	
開所時間	am 7:30 ~ pm 6:45	
保育時間 (8時間)	am 8:30 ~ pm 4:30	
連絡先	TEL (744)8758 : FAX (744)8768	
問い合わせ 受付時間	am 9:00 ~ pm 5:00 (土日・祝日は除く)	
受入年齢	生後57日以降~2歳児	
休日保育 受入人数	2人程度	
交通	相鉄線「鶴ヶ峰」下車徒歩14分 相鉄線「二俣川」下車徒歩16分	

②	SEASON KID保育園	【 旭区 】
※ 休日保育の実施は令和8年9月までとし10月以降終了予定の施設です。		
所在地	横浜市旭区鶴ヶ峰2-21-5	
開所時間	am 7:30 ~ pm 6:45	
保育時間 (8時間)	am 8:30 ~ pm 4:30	
連絡先	TEL (489)9080 : FAX (489)9081	
問い合わせ 受付時間	am 9:00 ~ pm 5:00 (土日・祝日は除く)	
受入年齢	生後57日以降~2歳児	
休日保育 受入人数	2人程度	
交通	相鉄線「鶴ヶ峰駅」下車徒歩すぐ	